

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理						
施策の概要	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。						
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,184	1,437	1,497	1,512	1,416
		補正予算(b)	178	88	0	0	
		繰り越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,362	1,525	1,497	1,512	1,416
執行額(百万円)	1,347	1,503	1,479				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)			

測定指標	1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		-	第3次レッドリストの公表	第3次レッドリストの公表	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(防除事業の実施箇所数)	基準値	実績値					目標値
		18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		9箇所	9箇所	20箇所	17箇所	19箇所	17箇所	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況(国指定鳥獣保護区指定箇所数)	基準値	実績値					目標値
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
60箇所		66箇所	66箇所	69箇所	73箇所	77箇所	-	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18-19年度に公表したレッドリストの見直し作業を実施しており、これまで、カテゴリーの検討、評価対象種の対象要件・検討・ランク判定作業を行っており、平成24年度に公表することとしている。</li> <li>従来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、外来生物法の実効性を確保することにより、特定外来生物の拡散や被害の発生・悪化を防いだ。また、同法施行から5年が経過したことから、施行状況の検討作業に着手した。</li> <li>鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、平成18年に策定した「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の変更に向けた検討を行うとともに、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。</li> </ul>
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>&lt;希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存&gt;  <b>【これまでの成果】</b>          ・平成18-19年度に公表したレッドリストの見直し作業を実施しており、これまで、カテゴリーの検討、評価対象種の対象要件・検討・ランク判定作業を行った。レッドリストの見直しや、継続的な保護増殖事業の実施等により、希少野生動植物種に関する知見の集積や種の保存法指定種の生息数の維持・回復が見られた。          ・ワシントン条約第15回締約国会議における附属書改訂提案に対し、科学当局として情報を基に適切な対応を検討するとともに、条約対象種の審査マニュアルを作成し、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引の適正化に寄与した。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>          ・レッドリストを平成24年度までに公表するために、引き続き判定作業等を行う。レッドリスト掲載種(現在3,155種)をより効果的に保全していくため、平成23年度は、今後の希少野生動植物種の保全制度等のあり方の検討を実施する。          ・ワシントン条約に関しては、今後も締約国会議における議論や個別の国際取引の課題に対応するために必要な調査等を計画的かつ効果的に執行する。</p> <p>&lt;遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;  <b>【これまでの成果】</b>          ・従来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除事業を実施することにより、特定外来生物の拡散や被害の防止に一定の成果を上げている。          ・外来生物法に基づき、平成22年度までに特定外来生物を102種指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。その結果、外来生物法施行から現時点まで、新たな特定外来生物の我が国への定着は確認されていない。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や希少種の保護上、一定の成果が出ている。          ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認にあたって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(H22は52件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っている。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>          ・外来生物法に基づく規制や防除事業を引き続き実施する。また、外来生物法施行後5年を経過したことから、施行状況の検討を行いつつ、更に効果的な法律の運用、防除事業の実施を図る。          ・遺伝子組換え生物については、引き続き最新の知見を情報収集しつつ法に基づき生物多様性影響を防止するため、適切に審査を実施するとともに、国民への情報提供、意見聴取を実施していく。</p> <p>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;  <b>【これまでの成果】</b>          ・「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」について、生物多様性の保全や特定鳥獣の保護管理の推進を図るとともに、感染症への適切な対応を行う他、時代に即した鳥獣保護管理を実施するため、当該指針の見直しを進めた。          ・平成22年10月以降、全国16道府県、60羽で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、都道府県等と連携して全国の野鳥の監視体制を強化して対応を図った。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>          ・「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」を作成し、新指針に基づき、適正な野生鳥獣の保護管理のより一層の推進を図っていく。          ・鳥インフルエンザの今シーズンの全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスの適時適切な実施や渡り鳥の飛来状況調査など、着実に危機管理対応を実施していく。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・保護増殖事業や、レッドリストの見直し等において、検討会での専門家による指摘や知見を活用し、効果的・効率的に保全施策を実施している。</p>	

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	野生生物課	作成責任者名	亀澤 玲治	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	-------	--------	-------	----------	-------------